

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和3年度第1回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和3年5月26日(水曜日) 午後1時30分～午後2時30分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 岩崎 万智子 桑原 菜津子 藤巻 眞理子 今川 夏如 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	内田 裕子 齋藤 幸枝
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス) (2) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

## 会 議 録

会 議 名：令和3年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和3年5月26日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時30分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子（欠席）

岩崎 万智子 桑原 菜津子

藤巻 真理子 今川 夏如

齋藤 幸枝（欠席） 田中 孝之

谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

### 【議案】

(1) 議案第 1 号 電子計算機の結合について

(事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)

(2) 議案第 2 号 要配慮個人情報の収集について

(事務の名称 さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業)

### 【報告】

(1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主査

総務局総務部行政透明推進課 主任

穂刈 浩

徳永 康洋

堀切 昇

豊田 康平

中元 貴之

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。会議に入ります前に、令和3年4月1日付で人事異動がございましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>都市局都市計画課から異動してまいりました中元主任でございます。</p> <p>中元です。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、前任者の木村主査につきましては、保健福祉局の監査指導課の方に異動となりました。以上でございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、内田委員、齋藤委員から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>本日の定足数ですが、定員10名のところ8名が出席となりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、まず初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第1号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、議案第2号に係る要配慮個人情報の収集に関する意見照会書、報告資料(1)の個人情報取扱事務に係る届出について(報告)がございます。</p> <p>(資料確認)</p> <p>それでは、本日の議案は2件となります。これからの議事進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長となることと規定しておりますので、馬橋会長、よろしくお願いいたします。</p>
2 議 題	
議案第 1 号	電子計算機の結合について(事務の名称 埼玉縣市町村電子申請サービス事務)
議長	<p>どうもご苦労さまでございます。本年度最初ということでございます。今年度もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案としては2つあるわけですが、議案第1号のほうのご説明を聞くということでよろしいでしょうか。その前に、傍聴はいないでしょうか。</p>
事務局	いません。

議長 よろしいですね。それでは、第1号議案、実施機関の担当者を

〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕

議長 どうぞおかけください。ご所属とお名前をお願いいたします。

実施機関 デジタル改革推進部の須藤と申します。よろしくお願いいたします。デジタル改革推進部の仲田と申します。よろしくお願いいたします。

議長 どうもご苦労さまでございます。

では、資料が配られておりますけれども、ご説明のほどをよろしくお願いいたします。

実施機関 では、よろしくお願いいたします。説明のほうを須藤からさせていただきます。

今回照会させていただきますのが、電子申請サービスへの結合についてでございます。既にご承知とは存じますが、埼玉县市町村電子申請サービスの概要につきましてご説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。埼玉县市町村電子申請サービスとは、自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、申請、届出をすることができるサービスです。システム本体の契約は埼玉県が一括で行っており、本市をはじめとする県内各自治体は、埼玉県と協定を結ぶ形で現在システムを利用しております。

続きまして、電子申請サービス利用に係る個人情報保護審議会対象案件の考え方についてご説明いたします。2ページ目を御覧ください。基本となる考え方といたしまして、ご承知のとおり、さいたま市個人情報保護条例第8条の規定により、「法令等に定めがあるとき」または「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」のみ電子計算機の結合が可能となっております。

本市の電子申請サービスの中には複数の手続がありまして、個々の手続について定めた法令に書面等により行うことが規定されている場合、デジタル手続法第6条、オンライン条例第3条の規定により電子申請が可能となり、「法令等に定めがあるとき」に該当するため、こちらのほうについては審議会への意見照会は不要となっております。

一方、デジタル手続法第6条またはオンライン条例第3条に該当しない手続は、「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」の適用を受けるため、電子申請サービスに手続を追加する都度、審議会への意見照会が必要となります。

なお、市民に参加を呼びかけるような募集やイベントの申込みにつきましては、平

成19年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、都度の意見照会は不要となっております。

以上に基づきまして整理いたしますと、下の1から5のとおりです。本日は、5の要綱、要領等により申請が必要とされるものに該当する手続6件について、新たに電子申請サービスに追加するに当たり、意見照会をさせていただくものでございます。

今回追加させていただく各手続についてご説明させていただきます。資料4ページを御覧ください。まず、経済政策課所管のさいたま市SDGs企業認証制度についてでございます。こちらは、別紙にあります電子申請追加手続一覧のナンバー1から4についてです。この制度は、SDGsの理念を尊重し、経済、社会、環境の3つの分野を意識した経営活動を推進する企業を本市が認証し、継続的に支援するもので、認証対象は、さいたま市内に事業所を有する企業、個人事業主または中小企業組合です。現在は、書面により申請等を受け付けておりますが、利便性向上のため、電子申請サービスでも受付できるようにしたいと考えております。

手続の根拠法令となるさいたま市SDGs企業認証制度要綱は、デジタル手続法またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となります。電子計算機の結合により取り扱う個人情報は、法人担当者の氏名、部署、役職、電話番号、メールアドレスとなります。

次に、5ページを御覧ください。子育て支援政策課所管の子育てヘルパー派遣事業の概要、こちらは別紙、電子申請追加手続一覧のナンバー5についての説明となります。この制度は、利用者の在宅時に子育てヘルパーを派遣し、家事、育児などをお手伝いするもので、利用できる方は、さいたま市に住民登録があり、午前9時から午後5時の間に、ほかに家事または育児を行う者がおらず、妊娠中などの事由に該当する方でございます。現在は、電話等による申込みを受け付けておりますが、利便性向上のため、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。

手続の根拠法令となるさいたま市子育てヘルパー派遣事業実施要綱は、デジタル手続法またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。電子計算機の結合により取り扱う個人情報は、利用希望者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人や家族の現状でございます。

次に移ります。6ページを御覧ください。こちらにつきましては、デジタル改革推進部所管の来庁予約になります。こちらは、電子申請追加手続一覧、別紙の一覧のナンバー6についての説明となります。来庁予約は、接触機会の低減及び窓口の混雑緩和等市民サービス向上につなげるため、あらかじめ来庁日時や用件の予約を受け付けるものです。サービス開始当初は、浦和区保健センターにおいて、妊娠届提出後の保健

師等による妊婦面接の予約を受け付けます。現在は、電話等で予約を受け付けておりますが、利便性向上のため、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。

また、その後も予約可能な窓口を増やしていく予定であり、予約制度に関する統一的な根拠法令はないため、意見照会が必要となっております。電子計算機の結合により取り扱う個人情報、来庁予定の市民及び事業者の担当者等の氏名、性別、電話番号、メールアドレス、生年月日、住所等です。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長           ご苦労さまでした。

何かご質問等ございましたら、分からない点等があれば、どうぞおっしゃってください。

実施機関       申請しました、受け付けました、あるいは認証しましたという情報は、どう流れるの。それぞれの課によって設定を行いまして、その申請があった都度、メールで通知されるような設定も可能です。申請が行われた都度、所管課のほうにメールが通知されるような設定も可能ですし、もしくはそういった通知のメールを省略して、毎日このシステムにログインしてチェックをするというような運用も可能ですし、所管課の実情……

議長           私が聞いているのは、認証申請するわけでしょう、一般の人がそれを通じて。認証しましたよというのを、何か示さなければいけないわけでしょう。それはどういうふうな流れになるのということです。

実施機関       SDG sの企業認証について、経済政策課のほうで申請の内容を確認いたしまして、その申請内容を本市の附属機関であるさいたま市SDG s企業認証審査会に諮り、そちらで審査を行った結果認証された場合は、申請された企業に対して通知書を送付、それから認証書というものが発行されるというふうに聞いております。

議長           認証したという通知は、この電子計算機は全然通らない。

実施機関       通りません。

議長           申請だけを通してしているわけ。それは、ほかのものも全部同じですか。いわゆる、こちらからのこう決めましたとか、受け付けましたとかいう情報が流れていくということは、全部ないということでもいいのですか。

実施機関       現在のところ、はい、ございません。

議長           現在のところではなくて、それは計画上もないの。

実施機関       システム上は、そういった処理も可能となっておりますので、今後は活用方法を探っていきまして、昨今デジタル化というのが言われておりますので、活用の方法を探っ

いきたいとは思っております。

議長 それと結合の関係で言うと、一般の申請者という人は、電子系のサービスに結合するのだよね。そうでしょう。

実施機関 はい。

議長 そこが何かの処理ができています。条例とか法律上の処理はできているの。それは、今埼玉県とおっしゃったから、県のコンピューターとも電子結合になってしまうでしょう。左のほうの申請というのは。違うの。

実施機関 システム自体は、県が一括して契約しているものですがけれども、そのデータセンターに置いてあるシステムのサーバーの中に、それぞれの市町村の領域が定められておりまして、実際にはさいたま市の領域に対して市民の方がアクセスをして、申請のデータを登録するといった流れになりますので、あくまでもさいたま市に対する申請であって、埼玉県に申請を代わりに受けていただくというような認識ではございません。

議長 すごく素人的に考えると、結局それは一般個人の人のパソコンとさいたま市さんの電子結合をやっていることになるのではないの。

実施機関 初めに、この電子申請サービスを活用する一番最初、当初にこちらのほう、結合について審議会のほうにお諮りさせていただいて、了承を得ているものでございます。

議長 そこはどういう形で承認されている。

実施機関 平成18年度の審議会においてなのでございますけれども……

議長 そのときは、まだ埼玉県の何とかなんてないでしょう。あったの。

実施機関 はい、当時から。さいたま市で今も幾つもの電子申請……

議長 さいたま市とこれとを結ぶというやつはやったと思うけれども、僕が言っているのは、さっきのお話だと、結局埼玉県のサーバーみたいなものが真ん中にあるけれども、やる人というか、申請者も認識としては、結局さいたま市のコンピューターと結合していることになるのではないのと、こういうところなのです。

実施機関 あくまでさいたま市の申請された内容につきましては、県で一括で今管理しております電子申請サービスの中にさいたま市だけの領域がございまして、そこにアクセスしていただくという形になりますので。

議長 そこが僕がある意味ではよく分からないのだけれども、民間の受付なんかをしてもらおうと思って、一般の人がパソコンから形としては市に対してやっているわけでしょう。

実施機関 はい。

議長 そこは、市と一般の人との電子結合にはならないということでもいいのね。だから、僕が聞いたのは、県のサーバーとの間ではどうなっているのという。県と市がそれを

一般の人から受けるというのはどうなっているの。そこだって、電子計算機で結合がなければいけないのではないの。

実施機関 県の電子申請サービスを県と市で協定を結んでおりまして、その一部を市が借り上げているという言い方もあれなのですけれども、使用させていただいて、市民と情報のやり取りという形で使っております。

議長 結合しているのは埼玉県なの、そういう言い方してしまったら。

実施機関 領域の……

議長 私のほうが間違えているかもしれない。皆さん意見があったら言ってください。ちょっと理解ができない。事務局で教えてくれたでしょう。

実施機関 おっしゃっていることとしては、さいたま市がさいたま市外と電子計算機結合すること以外に、埼玉県が市民と電子結合しているのではないかということをおっしゃって……

議長 そうそう。だから、そこがある程度きちんとしてやらないと、市としてもまずいのではないということ。それはどうなっているの。

実施機関 それについては、現在申し訳ございません。確認ができておりませんが、埼玉県のほうで、もしさいたま市の個人情報保護条例と同様の規定があるのであれば、埼玉県のほうで適切に事務的な手続を取るべきかと思っておりますので、その辺りがきちんとされているのかどうかは、改めて再確認をさせていただき……

議長 事務局、一般市民との間で結合しているという、そのために県のサーバーの一部を使っているという、そういう観念にはならない。

実施機関 県の箱があれば、その中の一部を借りているという形（を想定しています）。

議長 そうそう。それを電子結合でどこからでも電子結合するけれども、どこを使うというと、どこかを使っているのと同じだね。

実施機関 そうですね。

議長 一般の市民からすると、さいたま市と結合していると思っているのではないかという、その感覚とずれをどうやって説明するのかなと思って。

事務局 第8条の電子計算機の結合の制限なのですが、お手元の手引を御覧いただければと思うのですが、148ページをお開きいただければと思います。こちらの第8条の規定としましては、実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、市以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合をしてはならない。以下は省略させていただきますが、市以外の者との間ということで、今回についてはお配りしている議案第1号の資料の1ページ目の図を御覧いただければと思うのですが、こちらの図で言うところのさいたま市と電子申請サービスとの間の結合は、第8条の制限



に該当しますので、こちらを電子計算機の結合と同類と定義をしています。

電子申請サービスと、さらに申請者との間については、条例上については、特に制限はございません。あくまでさいたま市と直接つながるところとの間での電子計算機の結合については、条例上制限がありますので、審議会にお諮りする必要があると。

議長 　ただ、審議会はいいのだけれども、そもそも違法な接続だったら、それはまずいいはない。申請者と県の電子計算機の間を、市民がそこへ向かってこうしたいとか、いろんな情報を打ち込むわけだ。そうでしょう。それが、正当に大丈夫なのだよという根拠がなければいけないわけ。そこにうちはつなぐわけでしょう。

事務局 　そうです。

議長 　だから、説明がそうではなくて、そこは箱だからいいとか何とか言うから、よく分からなくなってしまう。県としては、だってそれだけの情報をもらうことになるのでしょう、今の話からいけば。

事務局 　電子申請サービスで何か利用規程ですとか、そういったものって、利用者が遵守すべき事項などありますか。

議長 　一般のさいたま市の市民が、電子計算機が大丈夫だよ、安心だよというのをこっちは見なければいけないので、そのときにここをちゃんとしているのかなという。だから、ずばっとそこは県との間でこうなっているのですと言ってくれば、それで安心するから。県としては、箱は貸しているけれども、自分では情報を取っている気がしていないのではないかと思うのだけれども、逆に言うと。

実施機関 　おっしゃるとおりです。埼玉県は、さいたま市に対して申請されたデータを見ることは一切できませんし、埼玉県の管理下に情報が置かれるということもございません。

議長 　申請ってどこに申請……

実施機関 　申請は、あくまでもさいたま市に対する申請です。

議長 　単純に考えれば、県から借りているのかもしれないけれども、さいたま市が使うことを許されている単独のところに行っているのだと。

実施機関 　はい。

議長 　だから、その申請は、結局さいたま市への申請なのだと、こうなるわけ。

実施機関 　そうです。あくまでさいたま市のほうで管理をしているものになりますので。

議長 　埼玉県、この前聞いたところでは市町村電子申請サービスというのは、どういう組織だったっけ。そういう組織ではあるのだけれども。

実施機関 　組織としましては、埼玉県スマート自治体推進会議という県内の自治体が参加する会議がございまして、その会議の下部組織として電子申請専門部会というものが設置されております。この埼玉縣市町村電子申請サービスにつきましては、重要な事項に

については、この専門部会によって、参加自治体の協議の上で決定をしていくという形で運営しております。

議長           ここは、僕はここまででいいけれども、何かありますか。

桑原委員       すみません。来庁予約のことなのですけれども、これは生年月日とか住所とかも入力するとあるのですが、生年月日とか住所というのは、予約を取るためだけに必要なのかなというふうには思った。あと性別とかも要るのかなと思ったのですけれども、必要なのでしょうか。

実施機関       それについては、本当にただ予約のためであれば、どなたなのか特定できれば十分ですので、おっしゃるとおりなのですけれども、実際相談内容の準備ですとかをするに当たって、あらかじめ聞いておいたほうがスムーズな相談ができるような場合については、ほかの項目についてもあらかじめ入力をしていただくということになります。今回の場合ですと、まず最初に保健センターで妊娠届提出後の妊婦面接で使うことを考えておきまして、事前に提出されていた妊娠届のどの届出に該当する方なのかというのを確認する必要もございますので、最低限のお名前、電話番号以外のことについても入力をお願いすることになると思います。

桑原委員       妊婦面接とかだと必要なのかなという気もしますけれども、いろんな中でもしやるとなったら、中で全部書かせるのではなくて、要所要所の必要な情報だけにとどめたほうがいいのかと思いました。

実施機関       必要最低限の……それは、そのようにさせていただきます。

議長           そんな簡単にしてしまっているの。

実施機関       もともとそのつもりでございました。もともとそういう予定でございました。こちらに書いてある項目を、必ずしも全てのシーンに必要な項目というわけではございません。

議長           個人特定のために、年齢とあれが必要だということがないわけではないので、そう簡単に不必要と言ってしまっているのかなと。

実施機関       全ての申請で項目を削るということではなく……

議長           だけれども、そこはまずいよ、かえって。この人の年齢は聞くけれども、この人の年齢は聞かないというのは、それはかえってまずいのではないの。個人特定で問題が出たときに、それをやるというならともかく。

実施機関       個人ごとに使い分けるというわけではなく、受け付ける手続ごと、窓口ごとに、今回は妊婦面接ですけれども、もし納税相談で来庁予約を受け付けようと思えば、納税相談の予約を受け付けるに当たって、あらかじめ聞いておきたいことは何なのだろうということを所管課のほうで事前に考えまして、必要な項目を入力していただくような

入力フォームをシステムにセットするということをいたします。

藤巻委員　　そうすると、来庁予約という手続ですけれども、その内容によっては、聞く内容が全て違ってくるといえることですか。

実施機関　　全て同じとは限らないです。

議長　　これは取扱事務に関するあれは出してあるわけでしょう。個人情報の取扱事務に係る届出、こういう情報を申請しますというのは出しているわけでしょう。

実施機関　　それについては、各所管課の事務として個人情報を取り扱うということで届出を出してございます。

議長　　そここのところに入っているのは……

実施機関　　そうですね。ただ、そこに届出を出している項目全てを、来庁予約ですので、その際にそこにある全ての項目を入れていただくというところではなく、予約をしていただくに当たり、必要最小限度の内容で来庁予約を取れるような形で運用していきたいと。

議長　　ただ、何でも広く申請しておけばいいやと思われても困るのだよね。そこは最初のところで限定してもらわないと。シーンの使う、使わないをされても困る。

そのほかに何かございますか。

どうでしょうか。これは申請者の方にとっては便利な点があるということで、要件の公益性に該当すると思うのですけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長　　そういうことで結構です。何かいま一つ仕組みがよく分からないので、電子計算機自体がどういう組織で、何かあったときにどこが責任取るのかがきちんとできているのかなど。市町村でみんなをつくったら、結局自分たちが責任を負うことになるのかなど。

では、結構です。よろしいですね。

実施機関　　ありがとうございました。失礼します。

〔実施機関（デジタル改革推進部）退室〕

議長　　何かちょっとこの件はよく分からないというか、県が関係しているといえば関係していると思うのだよね。みんなをつくったほうが安上がりだという感じなのではないの。安上がりでしょう。

事務局　　そういうのもあるかもしれないですね。

---

議案第 2 号　要配慮個人情報の収集について（事務の名称　さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業）

---

事務局　　次の担当の課をお呼びしてもよろしいですか。

議長　　次のよろしいですか。今日は新しいというか、今日お願いするということで、特殊な

情報も取らなければならないということで。では、どうぞ。

〔実施機関（健康増進課）入室〕

議長 では、申し訳ありませんけれども、ご担当とお名前をおっしゃってください。お座りになったままでいいです。

実施機関 ありがとうございます。健康増進課長の塚本と申します。

議長 ご苦労さまです。

実施機関 健康増進課の嶋田と申します。よろしく願いいたします。

健康増進課の谷島と申します。よろしく願いいたします。

健康増進課の山口と申します。よろしく願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

第2号議案ということでございますけれども、ではよろしく願いいたします。

実施機関 このたびは、急遽追加の案件となりましたことをおわびいたします。

早速ですが、議案第2号 要配慮個人情報収集についてご説明させていただきます。当課が所管しますさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金交付事務におきまして、補助金の利用決定をするに当たり、要配慮個人情報である医師の意見書の収集が必要不可欠なことから、ご審議をお願いするものでございます。

初めに、今年度から新設するさいたま市若年がん患者ターミナルケアに係る在宅療養生活支援補助金の概要について説明させていただきますので、資料の1ページを御覧ください。1事業の概要、(1)事業の背景と(2)事業の目的は、関連がございますので、一連でご説明させていただきます。

本市では、平成28年に策定したさいたま市がん対策推進計画において、がんになっても安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、在宅医療の推進を重点的な取組として定めております。20歳以上40歳未満の若年の末期がん患者の方が住み慣れた在宅で療養生活を希望しても、収入が不安定なことに加え、この年代の方は、小児慢性特定疾病医療給付制度や介護保険制度の対象とならないことから、本人とそのご家族の経済的負担が大きくなっており、こうした方々の経済的負担を軽減する必要があるため、補助制度を創設したものであります。

次に、補助の内容ですが、(3)を御覧ください。上限額を設けますが、対象サービス利用料及び購入費の9割を補助します。ただし、生活保護受給者は10割補助します。

次に、(4)の対象者ですが、さいたま市に住民登録がある小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の者を含む20歳以上40歳未満で在宅療養中の末期がん患者です。ここで言う末期がん患者の定義は、医師が一般に認められている医学

的知見に基づき、回復の見込みがない状態に陥ったと判断された方としています。

次ページの（５）、対象サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与及び福祉用具の購入になります。

次に、（６）の申請の流れについては、下の２、個人情報の流れの図をご参照ください。本市は、当補助制度の利用決定に際し、申請者が末期がん患者に該当するか確認する必要があるため、右上に別紙２と付いているもう一枚おめくりいただいて、さいたま市若年がん患者ターミナル在宅療養生活支援事業利用申請書を提出する際、さらに次のページをおめくりいただきますと、右上に別紙４と付されたところがございますけれども、こちらの意見書の添付を必須としております。なお、要配慮個人情報である意見書は、申請者経由で収集いたします。その後、審査を経て利用決定を行い、申請者はサービスを利用します。そして、当課にサービス利用料を請求できるようになります。

大変恐縮でございますが、再度先ほどご説明しました資料の３ページにお戻りください。３他市町村の動向でございますが、神戸市や横浜市、名古屋市等の政令指定都市にて、既に同様の事業が実施されております。

最後に、４のスケジュールについてです。令和３年５月１２日に４医師会連絡協議会幹事会において、主治医による意見書作成について了承が得られました。今後の予定としましては、６月に県内のがん拠点病院へリーフレットを配布し、関係課、関係団体等へ周知してまいります。補助金要綱施行は７月１日とし、今年度４月１日の利用分から申請を受付開始いたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

ご質問等ございますか。

どうぞ。

岩崎委員

これはがんに特定するものだけなのですね。

実施機関

若年者の末期がんということで特定させていただいております。

岩崎委員

それから、年間３人程度とここに書いてあるのですけれども、仮に大体よその今実際にやっちらっしゃる神戸とか横浜とか名古屋等では、どれぐらいあるのですか。

実施機関

今、３件ということで想定しましたけれども、実際初めての補助制度でございますので、あくまでも見込みであります。

なお、他市の状況でございますけれども、人口規模等違いますので、他市の直近の利用実績などについてはお伺いしておりません。

岩崎委員

もし多かったら、それで多くするということですか。例えば５人とか６人とか申出

があった場合。

実施機関 あった場合に、申請を受け付けるかというご質問でよろしいでしょうか。受け付けてまいりたいと思っております。

議長 そのほか何かございますか。はい、どうぞ。

谷崎委員 申請してから実際認定されて出るまでというのは、期間というのはどれぐらいかかると思われますか。

実施機関 申請書と意見書を添付していただいて、速やかに審議し利用決定したいと我々は考えております。

数日から1週間程度でまず利用決定の回答を差し上げた後に、実際にサービスを使っていたら、実際に在宅に移られてサービスを使っていたら、利用者の方がサービス業者に支払いをした後に、また請求をこちらのほうに上げてきていただくと、こちらから口座に振り込むという流れになりますので、まずは最初の利用申請をしていただきましたら、医師の意見書を見ながら速やかな利用決定をさせていただくという形になります。

谷崎委員 ターミナルケアということは、残された時間があまり長くはないわけですから、そこはやっぱりせつかくの制度であれば、速やかにとお思いますけれども、よろしく願いします。

議長 そのほか何かありますか。はい、どうぞ。

今川委員 これは、最初に個人情報の名前が、申請者が医療機関に意見書等の様式をとという説明をいただいたのですけれども、これを書いて、それでそれと一緒に市のほうに個人情報が最初に来るという認識で、その利用者、申請者さんは、この情報は、いわゆる特にそういう方が現れたことを、事前にさいたま市が何らかの形で知って、その方に案内を出すわけではないわけですね。これは、どういう形で申請者さんはこの制度を知る形、それはいわゆる例えばインターネットであるとか、医療機関のほうからという形。

実施機関 市のホームページのご案内はもちろんのこと、例えば今日お手元に付けさせていただいている別紙2、これは白黒になっておりますけれども、カラーなどの色刷りなどにして、リーフレットとして医療機関さんであったり、関係行政機関のところに配置したりですとか、ご案内をしていく予定になっております。

今川委員 広く散らしておいた状態で、想定されるのは3名から数名程度が申請があるかなという……

実施機関 見込みということでございます。

今川委員 決まっているのは、申請があって初めて個人情報が発生するという。

実施機関 はい。

今川委員 はい、分かりました。

議長 そのほか何か。その意見書というのは、お医者さんは誰宛てに出すものですか。市長か。

実施機関 そうです。

議長 ここに書いてある。市長さん宛てに出すわけね。これはじかに来るわけ。当該患者さんなりご家族と一緒に持ってくるか、それとも……

実施機関 様々なご容態等が考えられますので、申請においては、委任という形で代理人がお持ちいただいても結構でございます。もちろんご本人でも結構でございます。

議長 意見書をつけなさいというのは、何で決まっているのですか。意見書をつけてくださいというのは。

実施機関 この補助金の制度の創設の背景ということでしょうか。

議長 それは条例で決まっているとか言ってもらえば、それでいいのだけれども。こういうものをつけなさいとか。

実施機関 本日お付けしております右上に別紙1と書いてありますさいたま市若年がん患者ターミナルケアに係る在宅療養生活支援補助金交付要綱第5条第1項のところでございます。

議長 今おっしゃる第5条。

実施機関 はい。第5条第1項でございます。

議長 これね。

実施機関 はい。様式第2号という形のものになります。

議長 それに基づいて出させる書類だということなのですね。ほかには用はないのね。ほかにこのいわゆる要配慮条項に当たるようなところはない。

実施機関 添付書類としてはございません。

議長 書類だけでは無くてもあれだけでも、お宅の方で収集する中で、そういう問題はない。

実施機関 ございません。

議長 ないということ、よろしいですね。ということだそうですが、いかがでしょうか。今、制度についてはいろいろご意見出たのですが。

田中委員 1つだけ。

議長 どうぞ。

田中委員 事業内容でございますけれども、その中に40歳以上は介護保険が適用されるということで、それ以下の若年層の制度をつくったということですがけれども、これは介護

保険と事業内容についてはほぼ同じなのですか。

実施機関 補足させていただきますが、40歳以上については介護保険が、一方で18歳未満に関しましては小児慢性特定疾病医療給付制度があるというようなご説明させていただいたところであり、そこのご年齢のはざまにあるところを助成していくのが、本制度の補助金の目的でございます。

田中委員 事業内容についてはほぼ（同じということか）。

実施機関 介護保険制度と同等のサービスを用意しているところでございます。

田中委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか、ご意見。

では、これを収集することについてよろしいということで結論でいいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのようにさせていただきます。ご苦労さまでした。

実施機関 ありがとうございます。

〔実施機関（健康増進課）退室〕

---

## 報告事項

### （1）個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告事項「（1）個人情報取扱事務の報告」を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告についてご説明させていただきます。この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく市長から本審議会宛てへの報告でございます。

報告資料（1）を御覧ください。1ページ目は、令和3年5月7日付の市長から本審議会宛ての報告となります。こちらは、令和3年3月1日から4月30日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が49件、変更が63件、廃止が43件となっております。なお、各届出書は9ページから165ページに掲載されております。いつもより件数が多いものとなっておりますが、これは年度末、年度初めということで、事務の見直しですとか、組織の変更ですとか、そういったものが反映されてきますので、どうしても年度の当初につきましては、報告の件数が多くなるといった形になります。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

何かご意見。

これを出しておいて、今みたいところで、それはやりませんと言われても困るの



だよね。やっぱりそこはきちんと徹底してやらなければいけないよね。どうしても必要なときは、そのときまた延ばせばいいのではないという、なんかなるべく広く取っておくというのは、ちょっといかがなものかという感じがする。何かの機会にご注意をしておいてください。よく練った上で出してくださいと。

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

### 3 その他

---

議長           では、事務局のほうで次回期日等をお願いします。

事務局           ご審議ありがとうございました。

                  次回の審議会でございますが、7月28日水曜日、午後1時半を予定しております。開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

                  事務局からは以上でございます。

議長           一応何かある予定ということですか。まだ分からない。

事務局           まだ正式なお話はいただいておりませんので、未定となっております。

議長           本日、これで終了しますが、よろしゅうございますか。何かご意見等あれば伺いますが。

                  〔「なし」と言う者あり〕

議長           では、これで終了ということですか。

                  大分暑い中、どうもありがとうございました。